

1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度は、小田原市個人情報保護条例に基づき実施しています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的（第1条）

この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の保護を図り、個人の権利利益の侵害を未然に防止し、基本的人権を擁護することを目的としています。

(2) 用語の意義（第2条）

ア 実施機関…議会、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。

イ 個人情報…個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）をいいます。

ウ 保有個人情報…実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。（ただし、公文書に記録されているものに限る。）

エ 特定個人情報※…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。

※特定個人情報については、P 17に詳細を別記

オ 保有特定個人情報…特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいいます。

カ 本人…個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

(3) 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達するために、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努め

ます。

(4) 事業者の責務 (第4条)

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための本市の施策に協力しなければなりません。

(5) 市民の役割 (第5条)

市民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

(6) 個人情報の取扱いの原則

実施機関が個人情報を取り扱う場合には、次のような原則に従います。

なお、実施機関がこの原則の例外として個人情報を取り扱う場合には、小田原市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、その個人情報の取扱いが適当であると認められる必要があります。

ア 取扱いの制限 (第6条)

思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに基本的人権を損なうおそれのある事項は、原則として取り扱いません。

イ 個人情報取扱事務の登録 (第7条)

(ア) 個人情報を取り扱う事務については、当該事務の名称及び概要その他一定の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、これを一般に縦覧できるようにします。

(イ) 個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録し、登録した事項を審議会に報告します。

ウ 収集の制限 (第8条)

個人情報を収集しようとするときは、あらかじめその取扱目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

また、個人情報を収集するときは原則として、本人から収集します。

エ 利用及び提供の制限 (第9条)

原則として、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供しません。

オ オンライン結合による提供（第10条）

公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による提供を行いません。

カ 適正な維持管理（第11条）

個人情報に正確かつ最新なものとするよう、また、個人情報の漏えい、滅失及びき損その他の事故を防止するよう必要な措置を講じ、個人情報について適正な維持管理をします。

キ 受託者等の責務（第12条、第12条の2）

実施機関は、委託契約をするときは、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにします。

受託者は受託業務において、指定管理者は指定に係る施設の管理に関する業務において、保有個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければなりません。

ク 職員等の義務（第13条）

職員（退職者を含む。）は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

ケ 廃棄（第14条）

保存する必要がなくなった保有個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄します。

（7）開示請求

ア 開示請求権（第15条）

（ア）どなたでも、実施機関が保有する自己の個人情報の開示を請求することができます。

（イ）未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって開示請求をすることができます。

（ウ）死者に係る保有個人情報については、当該死者の相続人に限り開示請求をすることができます。

イ 開示の義務（第17条）

実施機関は、開示請求があったときは、当該開示の請求に係る保有個人情報の開示をします。ただし、次の7項目に該当する情報が記録されている場合は、不開示情報として、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。

（ア）生命、身体又は財産を害するおそれがある情報

（イ）本人以外の個人に関する情報

（ウ）法人等に関する情報

- (エ) 指導、診断、評価、選考等に関する情報
- (オ) 市等又は国等の審議等に関する情報
- (カ) 事務事業の執行に関する情報
- (キ) 法令秘情報

ウ 保有個人情報の存否に関する情報（第 18 条）

開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることが、不開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらす場合は、当該開示請求に対する応答を拒むことがあります。

エ 開示の請求に対する決定等（第 19 条、第 21 条）

実施機関は、開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して 10 日以内（市の休日は参入しない。）に開示又は不開示の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、開示の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付等により開示します。

オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第 20 条）

開示請求された保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

カ 開示の請求等の特例（第 22 条）

試験結果等あらかじめ定められた個人情報については、口頭により開示の請求ができます。この場合、実施機関は（7）エの規定によらず、速やかに開示します。

キ 費用負担（第 23 条）

保有個人情報の開示に係る写しの交付を受けるときは、作成代（コピー代など）がかかります。白黒コピーの場合は、1 面につき 10 円がかかります。

（8）訂正請求

ア 訂正請求権（第 24 条、第 25 条）

（ア）どなたでも、実施機関が保有する自己の個人情報の内容が事実と異なると考えるときは、その訂正を請求することができます。

（イ）未成年者又は成年被後見人の法定代理人、その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができます。

（ウ）死者に係る保有個人情報については、当該死者の相続人に限り訂正の請求をすることができます。

なお、訂正の請求の際には、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければなりません。

イ 訂正の請求に対する決定等（第26条）

実施機関は、訂正請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して20日以内（市の休日は算入しない。）に訂正をする旨又はしない旨の決定をします。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、訂正をする旨の決定をしたときは、訂正の内容及びその理由を、訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を書面により通知します。

（9）利用停止等請求

ア 自己情報の利用停止等請求権（第27条）

（ア）どなたでも、実施機関が保有する自己の個人情報規定に違反して収集、利用又は提供をされていると考えるときは、その利用停止等を請求することができます。

（イ）未成年者又は成年被後見人の法定代理人、その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって利用停止等の請求をすることができます。

（ウ）死者に係る保有個人情報については、当該死者の相続人に限り利用停止等の請求をすることができます。

イ 利用停止等の請求に対する決定等（第29条）

実施機関は、利用停止等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して20日以内（市の休日は参入しない。）に利用停止等をする旨又はしない旨の決定をします。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、利用停止等をする旨の決定をしたときは、利用停止等の内容及びその理由を、利用停止等をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を書面により通知します。

（10）審査請求（第30条～第36条）

実施機関は、保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求に対する決定又は不作為について審査請求があった場合は、小田原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

（11）適用除外（第37条）

次に掲げる個人情報については、この条例の規定は適用しません。

ア 基幹統計を作成するために集められた個人情報その他統計調査によって集められた個人情報

イ 図書館等の施設において、一般に利用していただくために収集、整理及び保存をしている個人情報

(12) 開示請求者等に対する情報の提供 (第38条)

保有個人情報の特定に役立つ情報の提供等、開示請求等をしようとする方の利便を考慮した適切な措置を講じます。

(13) 出資団体の責務 (第39条)

市が出資その他財政上の援助を行う団体（以下「出資団体」という。）は、個人情報の保護に努めるものとします。

また、実施機関は、出資団体における個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう施策を講じます。

(14) 苦情処理 (第40条)

実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切、迅速な処理に努めます。

(15) 運用状況の公表 (第41条)

実施機関は、毎年度、この条例の運用の状況を一般に公表します。

(16) 罰則 (第43条～第48条)

職員、受託業務従事者、指定管理者、審査会委員などが、不正な利益を図る目的等により、不適切に保有個人情報を取り扱ったときは、罰則が科せられます。

※特定個人情報について

特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づき、平成28年1月から利用が開始された個人番号（いわゆる「マイナンバー」のこと。）を含む生存者の個人情報を指します。

特定個人情報は、有用性が高い反面、個人のプライバシーに重大な影響を与えうるものと認識されているため、番号利用法は特別な保護措置を定め、また各自治体の条例においても、必要な措置を取ることを求めています。

これらのことから、特定個人情報については、主に次のような特別な定めがあります。

なお、特別な定めがない部分については、一般の個人情報と同様の扱いとなります。

ア 取扱いに関する特別な定め

・ 収集の制限

番号利用法に規定する場合を除き、一切収集することができません。

・ 利用の制限

番号利用法に規定する場合、及び条例第9条の2（人の生命、身体又は財産の保護

のために必要がある場合)に規定する場合を除き、一切利用することができません。

・提供の制限

番号利用法に規定する場合を除き、一切提供することができません。

イ 開示請求等に関する特別な定め

特定個人情報の適正な取扱いを確認する機会を拡大する観点から、本人の委任による代理人（任意代理人を含む。）からの請求が、一般に認められます。

ウ 罰則に関する特別な定め

特定個人情報の取扱いについて一定の違法行為が認められた場合、条例における類似の刑よりも強化された番号利用法の罰則が適用されます。

2 個人情報保護制度の運用状況（令和4年3月31日現在）

（1）実施機関の事務登録の状況

令和3年度末現在、実施機関の個人情報取扱事務の登録数は、752件となっています。実施機関別でみると、市長部局が684件で最も多くなっています。【表-1】

【表-1】実施機関別個人情報取扱事務の登録状況（単位：件）

市長	教育委員会	議会	選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会	固定資産評価委員会	監査委員	計
684	45	4	13	2	2	1	1	752

（2）開示、訂正、利用停止等の請求の状況

小田原市の個人情報保護制度は、平成4年から開始し、令和3年度末現在で保有個人情報の開示請求の請求者数は1,056人、請求件数は1,276件で、訂正請求の請求者数は2人、請求件数は2件です。利用停止等の請求者数は1人、請求件数は3件です。なお、令和3年度の個人情報の開示請求者は32人、請求件数は36件で、保有個人情報の訂正請求はありませんでしたが、利用停止等の請求者数は1人、請求件数は3件でした。【表-2】

【表-2】開示、訂正、利用停止等の請求者数及び請求件数の内訳（ ）は特定個人情報分の内数

区分	4~28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
開示請求	請求者数（人）	729	82(0)	84(0)	89(0)	40(0)	1,056(0)
	請求件数（件）	897	99(0)	90(0)	110(0)	44(0)	1,276(0)
訂正請求	請求者数（人）	2	0	0	0	0	2
	請求件数（件）	2	0	0	0	0	2
利用停止等請求	請求者数（人）	0	0	0	0	0	1
	請求件数（件）	0	0	0	0	0	3

※ 令和2年度より、小田原市立病院の診療情報は、市立病院の定める指針に基づく開示申出手続きによることとしています。

令和3年度に保有個人情報の開示請求のあった36件を実施機関別にみると、市長が35件、議会が1件となっています。【表-3A】

【表-3A】開示請求の実施機関別内訳（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区分	4~28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
市長	785	96(0)	88(0)	103(0)	39(0)	35(0)	1,146(0)
教育委員会	96	0	1(0)	5(0)	3(0)	0	105(0)
議会	2	0	0	0	1(0)	1(0)	4(0)
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	0	1
公平委員会	1	0	0	0	0	0	1
農業委員会	8	0	1(0)	2(0)	1(0)	0	12(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	4	3(0)	0	0	0	0	7(0)
病院事業管理者	—	—	—	—	—	0	0
計	897	99(0)	90(0)	110(0)	44(0)	36(0)	1,276(0)

訂正請求の実施機関別内訳は【表－３Ｂ】のとおりです。

【表－３Ｂ】訂正請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	4～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
市長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	0	0	0	0	2
議会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	—	—	—	—	—	0	0
計	2	0	0	0	0	0	2

令和3年度に保有個人情報の停止請求のあった3件は、全て市長部局でした。【表－３Ｃ】

【表－３Ｃ】停止請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	4～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
市長	0	0	0	0	0	3	3
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	—	—	—	—	—	0	0
計	0	0	0	0	0	0	3

（３）開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況

開示請求36件の処理状況は、開示が20件、一部開示が11件、不開示（不存在を含む。）が5件でした。【表－４】

【表－４】開示請求の処理状況（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分	4～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	構成比 (%)	
処理区分	開 示	568	52(0)	49(0)	56(0)	27(0)	20(0)	772(0)	60.5
	一部開示	183	33(0)	27(0)	28(0)	14(0)	11(0)	296(0)	23.2
	不開示(不存在を含む。)	131	13(0)	12(0)	25(0)	2(0)	5(0)	188(0)	14.7
	却 下	5	0	0	0	0	0	5	0.4
	存否応答拒否	1	0	0	0	0	0	1	0.1
請求の取下げ	9	1	1	2	1	0	14	1.1	
計	897	99(0)	90(0)	110(0)	44(0)	36(0)	1,276(0)	100	

訂正請求の処理状況は【表－５】のとおりです。

【表－５】訂正請求の処理状況（単位：件）

区 分	4～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
処理区分	訂正	0	0	0	0	0	0
	不訂正	2	0	0	0	0	2
請求の取下げ	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	0	0	2

停止請求の処理状況は【表－６】のとおりです。

【表－６】停止請求の処理状況（単位：件）

区 分	4～28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
処理区分	停止	0	0	0	0	2	2
	不停止	0	0	0	0	1	1
請求の取下げ	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	3	3

一部開示の決定をした不開示理由を条例第17条の「不開示情報」別にみると、他の個人に関する情報（第2号）該当が7件、法人等に関する情報（第3号）該当が5件となっています。

【表－７】不開示（一部開示を含む）情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

区 分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本人の生命等を害する情報 （第1号）	0	0	0	0	0	0
他の個人に関する情報 （第2号）	17	8	5	11	8	7
法人等に関する情報 （第3号）	20	26	24	20	9	5
指導、診断、評価、選考等に関する情報 （第4号）	0	0	0	0	0	0
審議、検討、協議、調査研究に関する情報 （第5号）	0	0	0	0	0	0
事務事業の執行に関する情報 （第6号）	1	0	0	2	0	0
法令秘情報 （第7号）	0	0	0	0	0	0
計	38	34	29	33	17	12

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和3年度の主な請求内容及び処理状況は、【表－８】のとおりです。

【表－８】令和3年度 主な保有個人情報の開示の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	不開示理由
名寄帳	資産税課	開示	
印鑑登録証明書交付申請書	戸籍住民課		
税の収納状況	市税総務課		
住民票写し等請求書	戸籍住民課	一部開示	当該本人以外の個人に関する情報であることや、印影偽造防止のため
火災調査書	消防総務課		
主治医意見書	高齢介護課		

(4) 請求拒否処分に対する審査請求

令和3年度中、請求拒否処分に対する審査請求はありませんでした。

なお、平成4年の条例制定から令和3年度末までの間に12件の審査請求があり、小田原市個人情報保護審査会から、取下げ1件を除く11件の事案について答申が出されています。実施機関では10件について答申どおりの決定をし、1件には答申と相違する決定をしています。【表-9A】【表-9B】

【表-9A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市個人情報保護審査会				決定件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	12件	12件	11件	0件	1件	11件

※ 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。

【表-9B】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問番号	異議申立て事案	実施機関	年月日		審査会内容	異議申立てに対する決定
1	指導要録記載中の欠席理由不訂正の件	教育委員会	申立	4. 6. 18	教育委員会の処分は妥当	答申どおり（棄却）
			諮問	4. 7. 17		
			答申	5. 12. 2		
			決定	6. 1. 20		
2	職員会議録記載内容一部開示の件	教育委員会	申立	4. 7. 31	一部を除いて開示が妥当	答申どおり（一部変更）
			諮問	4. 8. 5		
			答申	7. 1. 5		
			決定	7. 4. 25		
3	平成元年5月1日、平成2年3月初めころの打ち合わせ記録不存在の件	教育委員会	申立	4. 9. 11	教育委員会の処分は妥当	答申どおり（棄却）
			諮問	4. 9. 24		
			答申	8. 1. 9		
			決定	8. 1. 30		
4	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	4. 10. 27	開示が妥当	答申どおり（変更）
			諮問	4. 11. 13		
			答申	7. 9. 18		
			決定	7. 10. 25		
5	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	5. 5. 10	開示が妥当	答申どおり（変更）
			諮問	5. 5. 19		
			答申	6. 10. 28		
			決定	7. 4. 25		
6	福祉関係の一部開示の件	市長	申立	5. 8. 3	/	/
			諮問	5. 8. 12		
			取下	5. 12. 17		
7	指導要録所見欄不訂正の件	教育委員会	申立	9. 7. 1	一部を除いて削除が妥当	答申と相違（棄却）
			諮問	9. 7. 16		
			答申	10. 12. 24		
			決定	13. 12. 19		

8	教諭3名に対する事情聴取記録不存在の件	教育委員会	申立	9. 7. 18	教育委員会の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	10. 2. 25		
			答申	10. 10. 19		
			決定	10. 11. 26		
9	教育委員会協議会記録不開示の件	教育委員会	申立	11. 5. 6	一部を除いて開示が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	11. 5. 18		
			答申	12. 7. 28		
			決定	12. 8. 29		
10	戸籍謄・抄本等請求書一部開示の件	市長	申立	18. 6. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	18. 6. 30		
			答申	18. 12. 25		
			決定	18. 12. 27		
11	戸籍謄・抄本等請求書一部開示の件	市長	申立	18. 7. 18	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	19. 1. 11		
			答申	19. 3. 29		
			決定	19. 3. 30		
12	住民票写し等請求書一部開示の件	市長	申立	19. 10. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	19. 11. 8		
			答申	20. 5. 12		
			決定	20. 5. 15		

(5) 個人情報保護審査会の状況

令和3年度中、個人情報保護審査会は開催されませんでした。

(6) 個人情報保護運営審議会の状況

令和3年度中、審議会には、取扱いに関する諮問事案が14件あり、全て承認されました。

【表-10A】【表-10B】

【表-10A】個人情報保護運営審議会開催状況

開催日	所管課	事務名	諮問事案	結論
R3. 7. 1	デジタルイノベーション課、保育課	AI-OCR導入実証実験事務	LGWAN-ASP サービスによるオンライン結合	承認
	建築課	市営住宅管理システム(住まいる)更新事務	LGWAN-ASP データセンターによるオンライン結合	承認
	保育課 教育総務課	公立保育所・幼稚園園務システム導入事業	公立保育園・幼稚園園務システムによるオンライン結合	承認
	戸籍住民課	マイナンバーカード申請システム事務	マイナンバーカード申請システムによるオンライン結合	承認
	戸籍住民課	ご遺族手続きサポートコーナー事務	ご遺族手続きサポートコーナーにおいて受託する関係課業務に係る個人情報の利用	承認
R3. 11. 15	子ども青少年支援課	児童相談事業	要保護児童等情報共有システムによるオンライン結合	承認
	給排水業務課	水道料金等徴収業務における利用者情報登録事務	利用者情報登録のためのオンライン結合	承認
	防災対策課	災害対策本部・水防本部 クロノロジー	被害状況を入力するシステム事業者のサーバによるオンライン結合	承認

	防災対策課	災害時における安否不明者の氏名等の収集、提供及び公表	住民基本台帳からの個人情報の収集、県への提供及び公表	承認
	教育指導課	ステップアップ調査	ステップアップ調査結果の専門的な分析のための提供	承認
R4.3.28	福祉政策課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務	業者が敷設した VPN 回線によるオンライン結合	承認
	子育て政策課	ファミリー・サポート・センター管理運営事業	クラウドサービス事業者とのオンライン結合	承認
	学校安全課	保護者連絡配信システム	保護者連絡配信システムによるオンライン結合	承認
	総務課	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した条例第 10 条第 2 項の規定に該当しないオンライン結合《類型》	LGWAN 内にあるデータセンターに、個人情報を取り扱うシステム (データサーバー等) を設置するものを類型化	承認

【表－１０Ｂ】個人情報保護運営審議会委員（令和４年３月３１日現在）

氏名	選出区分	備考
小室 充孝	学識経験者	弁護士
本田 耕一	学識経験者	関東学院大学法学部教授
成本 喜代子	学識経験者	人権擁護委員
川口 博三	市民代表	小田原市自治会総連合副会長
前田 江美	市民代表	公募による市民委員
石塚 勝巳	市民代表	公募による市民委員
須藤 智	市民代表	公募による市民委員
瀬戸 一春	市民代表	公募による市民委員